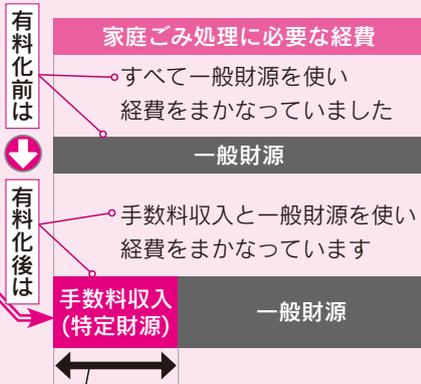


令和4年度決算 家庭ごみ処理 手数料相当額編



【問い合わせ】
環境都市推進課 ☎(888)5706

手数料相当額のイメージ



この分の一般財源の支出がなくなり
他の事業に使えることに！

手数料相当額(一般財源) 2分の1を施設整備費の積み立て(右表①)に、残りを家庭ごみ減量などの対策事業(右表②)とその他の環境対策事業(右表③)に使っています

■ 令和4年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源化物・水銀含有ごみを除く)は503gです

■ 手数料相当額の約半額を毎年積み立てている(右表①)一般廃棄物処理施設整備基金から、令和4年度は2億7,170万円を取り崩し、溶融施設大規模改修事業などの事業費の一部に充当しました

各事業の詳細やこれまでの状況などは市ホームページをご覧ください。

◆ 広報ID番号 1040579

市では、ごみ減量のため、市民のみなさんに家庭ごみ処理手数料を負担していただいております。全額を家庭ごみ処理に必要な経費に充てています。

この手数料と同額の「手数料相当額」は、条例で使い道が定められており、ごみ減量やさまざまな環境対策に活用することになっています。次の世代の負担を減らし、私たちの美しい環境を未来に引き継ぐため、今後ともご協力をお願いします。



総合環境センター

■ 家庭ごみ処理手数料収入(歳入) 4億4,556万1千円
■ 手数料相当額を活用した事業など(歳出) 4億4,556万1千円

歳出の内訳(①+②+③)

①一般廃棄物処理施設整備基金積立	2億2,278万1千円
②家庭ごみ減量などの対策事業	1億773万3千円
ごみ集積所の設置や修繕などに対する町内会への補助	750万4千円
生ごみ処理機などの購入費補助、食品ロス削減の取り組み	469万2千円
資源化物の集団回収を行う町内会などへの奨励金	1,337万5千円
資源化物の祝日収集	1,769万円
家庭から排出される古紙類回収の促進・支援	3,560万円
ごみ減量説明会・キャンペーンなどによる情報発信	618万9千円
ごみ集積所のパトロールや現場調査・指導	270万1千円
不法投棄防止のパトロールなどの対策	409万7千円
家庭ごみ処理手数料収納管理、徴収事務委託やシステムに係る経費	1,588万5千円
③その他の環境対策事業	1億1,504万7千円
地球温暖化対策事業	
住宅用太陽光発電システムなどの導入費用補助	1,762万円
再生可能エネルギー施設のPR、情報発信	219万4千円
エネルギー使用状況の分析による市有施設の効率的運用	1,074万1千円
市有4施設での省エネ設備導入による光熱費削減	831万6千円
スマホアプリ「あきエコどんどんプロジェクト」のシステム運用	663万1千円
地球温暖化対策実行計画改定作業など	281万2千円
緑のカーテン写真展などによる地球温暖化対策の推進	82万円
溶融施設の燃料の一部としてバイオマスチップを使用	666万8千円
中小企業などの省エネを促進する設備投資を支援	3,201万2千円
生活環境の保全に寄与する事業	
微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析	825万円
水銀含有ごみの収集運搬・処分に必要な経費	1,898万3千円

保険給付のなかった 国保加入世帯を表彰



昨年度1年間に、保険給付を受けることがなく、特定健診を対象者全員が受診し、かつ国民健康保険税を完納した世帯に、「健康表彰」として記念品を贈呈しています。

健康の維持・増進のため、年に一度は、特定健診をはじめ各種検診を忘れずに受診しましょう。

問▶国保年金課☎(888)5630

国保に加入しているかたへ

高額療養費制度

により
医療費の払い戻し
を受けられる
場合があります



世帯一か月の医療費自己負担額が、一定の額(自己負担限度額)を超えた場合、申請すると超えた分が払い戻しされる高額療養費制度があります。

問い合わせ 国保年金課
☎(888)5630

申請に必要なもの

- ▶国民健康保険被保険者証
- ▶振込先の預金通帳(世帯主義義)
- ▶運転免許証など、手続きされるかたの本人確認書類
- ▶世帯主および申請対象者のマイナンバー確認書類
- ▶医療機関の領収書原本
(受付印を押してお返しします)

申請窓口(平日)

- ▶国保年金課(市役所1階)
- ▶各市民サービスセンター
(中央・東部・南部別館を除く)
- ▶駅東サービスセンター
- ▶岩見三内・大正寺の各連絡所

後期高齢者医療保険に加入されているかたへ 「医療費の通知が年2回になります」

後期高齢者医療保険に加入されているかたへの「医療費の通知」は、令和5年度発行分から年2回に変更となりました(令和4年度は年3回)。

◆令和5年度分発行予定日

- ①令和5年1月～10月受診分▶令和6年1月17日(水)
- ②令和5年11月～12月受診分▶令和6年2月26日(月)

問▶秋田県後期高齢者医療広域連合業務課☎(853)7155

■70歳未満のかたの自己負担限度額(月ごと)

同一の医療機関での一か月の自己負担額の合計が21,000円を超えたものを合算します(院外処方を含む)。入院・外来・歯科は別々に計算します。

世帯区分	基礎控除後の 総所得金額	当該診療月以前12か月の高額療養費該当回数		適用区分
		1回目から3回目まで	4回目以降(※1)	
上位所得者	901万円超	252,600円 +(総医療費-842,000円)×0.01	140,100円	ア
	600万円超 901万円以下	167,400円 +(総医療費-558,000円)×0.01	93,000円	イ
一般	210万円超 600万円以下	80,100円 +(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円	ウ
	210万円以下 住民税非課税世帯を除く	57,600円	44,400円	エ
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円	オ

■70歳以上75歳未満のかたの自己負担限度額(月ごと)

個人ごとに、外来、調剤の自己負担額をすべて合算できます。

区分(市民税の課税・非課税別)・・・適用区分は高齢受給者証が限度額認定証でご確認を					
課税世帯	高齢受給者証の一部負担金の欄が3割のかた	現役並みⅢ課税所得 690万円以上	外来 +入院(世帯)	252,600円 +(総医療費-842,000円)×0.01 (140,100円(※1))	
		現役並みⅡ課税所得 380万円以上		167,400円 +(総医療費-558,000円)×0.01 (93,000円(※1))	
		現役並みⅠ課税所得 145万円以上		80,100円 +(総医療費-267,000円)×0.01 (44,400円(※1))	
非課税世帯	高齢受給者証の一部負担金の欄が2割のかた	一般課税所得 145万円未満(※2)	外来(個人)	57,600円 (44,400円(※1))	
		低Ⅱ		18,000円	24,600円
		低Ⅰ		8,000円	15,000円

※1 = 過去12か月以内に世帯単位で4回以上自己負担限度額に達した場合は、4回目から「多数回該当」となり、自己負担額限度額が下がります。

※2 = 世帯の70歳以上の国保加入者の収入合計額が520万円未満(1人世帯は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。